

浜長保険センター安全だより

令和6年3月19日

浜長保険センター 第88号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



3月の旧暦は弥生(やよい)、草木がますます生い茂るという意味だそう
です。3月は卒業式、転勤、引っ越しなど1年の中でも環境の変化が
大きい時期です。3月20日(春分の日)は彼岸の中日、3月30日(土)は
姫路城三の丸広場で観桜会が開かれる予定です。体調を崩しやすい時節
柄、お身体をいたわって、健やかな毎日を送られますことを心よりお祈
り申し上げます。



今年3月6日(水) 「**自転車に反則金、罰則決定 ～ ながら運転、酒気帯び運転罰則 ～**
の見出しで、新聞に道交法改正(案)のポイントが示されました。

罰則決定とは、内閣の会議で決定した法律案です。この改正法案は、国会に提出され、国会の議決によって
成立します。法律が成立しても、適用されるのは、示された施行日、以後になります。社会情勢の変化と共に交
通ルール等も毎年のように改正されています。TV、新聞等で報道された内容は、各自アップデートしましょう。

青切符・反則金、赤切符

1 改正法案が今国会に提出し、成立すれば、青切符制度は、公布の日から2年以内に施行、
次の違反は6か月以内に施行予定です。

- (1) 自転車走行中の携帯電話使用(ながら運転)
- (2) 自転車の酒気帯び運転

2 青切符対象違反～信号無視、指定場所一時不停止など約112の違反行為

3 反則金の額～原動機付き自転車並みの方針 5千円～1万2千円の見込み

4 赤切符対象違反～酒酔い運転など 20 数種類で悪質・危険な主な違反は、次のとおり

- (1) 酒酔い運転 ～ 5年以下の懲役または百万円以下の罰金
- (2) 酒気帯び運転 ～ 3年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
- (3) ながら運転により、実際に交通の危険を生じさせた場合～1年以下の懲役または 30 万円以下の罰金



【 道交法改正(案)のポイント 】

1 16歳以上の自転車の交通違反に「交通反則切符(青切符)制度が導入されます。

2 自転車走行中の携帯電話使用(ながら運転)に罰則が科されます。

現在、「自転車のながら運転」は、兵庫県道路交通法施行細則第9条(運転者の遵守事項)第1号に「携帯電話
を使用しないこと」と定められています。「ながら運転」の細則違反は、5万円以下の罰金

改正案は、「自転車のながら運転」が前記の細則から道路交通法に規定されることになります。

3 自転車の酒気帯び運転に罰則

現在、自転車などの軽車両も酒気帯び運転は禁止されています。自転車の酒酔い運転に罰則規定がありま
すが、酒気帯び運転に罰則規定はありません。改正案は自転車の酒気帯び運転も罰則が適用されることになり
ます。

4 車で自転車の右側を通過する場合、十分な間隔(1～1.5m)がなければ、間隔に応じた安全な速度で走行す
ること。また自転車は可能な限り道路左側での走行を求め、それぞれの違反に罰則が科されることになり
ます。

5 ペダル付き原動機付き自転車(モベツ)をペダルだけで走行しても、原付きの運転に該当することになり
ます。

6 車の普通仮免許取得の年齢要件を18歳から17歳6か月に引き下げ、1～3月の
早生まれの高校3年生が卒業までに普通免許を取れるようになります。

モベツ



以上、改正案のうち、主な項目の概要を掲げています。今後、国会の審議によって改正案
が成立した場合、新聞やTV等により報道されますので、その内容を注目・チェックしましょう。

